

令和6年3月22日

五所川原市教育委員会
令和6年 第3回定例会
提案事件綴（その2）

五所川原市教育委員会

目 次

- 1 議案第13号 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部
を改正する規則の制定について P 1
- 2 議案第14号 五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令
の制定について P 5
- 3 議案第15号 五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正
する訓令の制定について P 9
- 4 議案第16号 五所川原市教育委員会職員の人事について P 11

議案第13号

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

組織機構の見直しにより、令和6年度において子どもいじめ相談室が廃止され、及びスポーツ振興室がスポーツ振興課となること並びに教育委員会事務局に配置する職階として、新たに「専門監」を加えることから、教育委員会事務局の組織、分掌事務及び職階について所要の改正を行うものである。

2 改正概要

- (1) 教育委員会事務局組織において、子どもいじめ相談室及びスポーツ振興室を廃止し、新たにスポーツ振興課を置き、同課にスポーツ振興係を設置する。
- (2) 教育委員会事務局の分掌事務のうち、子どもいじめ相談室の廃止に伴い、同室の分掌事務を削除するとともに、同室からの事務移管として、学校教育課の分掌事務に「いじめ防止に関すること。」を加えるほか、スポーツ振興室をスポーツ振興課へ格上げすることに伴い、同室の業務を同課の業務へ移管する。
- (3) 教育委員会事務局の課内室長から子どもいじめ相談室長及びスポーツ振興室長を削除する。
- (4) 教育委員会事務局に配置する職階として、新たに「専門監」を加える。

3 改正案及び新旧対照表 別紙のとおり。

4 施行期日 令和6年4月1日

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>(組織)</p> <p>第1条の2 事務局に次の課を置き、課には次の課内室及び係を置く。</p>			<p>(組織)</p> <p>第1条の2 事務局に次の課を置き、課には次の課内室及び係を置く。</p>		
課名	課内室名	係名	課名	課内室名	係名
教育総務課		教育総務係、施設係	教育総務課		教育総務係、施設係
	教育総務室			教育総務室	
				子どもいじめ相談室	
社会教育課		社会教育係	社会教育課		社会教育係
	少年相談センター			スポーツ振興室	
				少年相談センター	
スポーツ振興課		スポーツ振興係			
略			略		
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 課、課内室及び各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p> 教育総務係 略</p> <p> 施設係 略</p> <p> 教育総務室 略</p> <p>社会教育課</p>			<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 課、課内室及び各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p> 教育総務係 略</p> <p> 施設係 略</p> <p> 教育総務室 略</p> <p> <u>子どもいじめ相談室</u></p> <p> (1) <u>いじめ防止に関すること。</u></p> <p> (2) <u>児童生徒、保護者等からのいじめ相談等に関すること。</u></p> <p> (3) <u>いじめ相談等に係る関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>社会教育課</p>		

改正後	改正前
<p>社会教育係 略</p> <p>スポーツ振興課</p> <p>スポーツ振興係</p> <p>(1) <u>スポーツの振興及びレクリエーションに関すること。</u></p> <p>(2) <u>スポーツの調査、研究及び統計に関すること。</u></p> <p>(3) <u>スポーツ推進委員に関すること。</u></p> <p>(4) <u>中学生以下の各種競技会派遣費の補助に関すること。</u></p> <p>(5) <u>体育施設の建設及び整備計画に関すること。</u></p> <p>(6) <u>体育用備品の貸出しに関すること。</u></p> <p>(7) <u>国民スポーツ大会に関すること。</u></p> <p>(8) <u>五所川原市体育施設設置条例(平成17年五所川原市条例第209号)に規定する体育施設に関すること。</u></p> <p>(9) <u>前各号の掲げるもののほか、スポーツに関すること。</u></p> <p>(10) <u>課の庶務に関すること。</u></p> <p>学校教育課</p>	<p>社会教育係 略</p> <p>スポーツ振興室</p> <p>(1) <u>スポーツの振興及びレクリエーションに関すること。</u></p> <p>(2) <u>スポーツの調査、研究及び統計に関すること。</u></p> <p>(3) <u>スポーツ推進委員に関すること。</u></p> <p>(4) <u>中学生以下の各種競技会派遣費の補助に関すること。</u></p> <p>(5) <u>体育施設の建設及び整備計画に関すること。</u></p> <p>(6) <u>体育用備品の貸出しに関すること。</u></p> <p>(7) <u>国民スポーツ大会に関すること。</u></p> <p>(8) <u>五所川原市体育施設設置条例(平成17年五所川原市条例第209号)に規定する体育施設に関すること。</u></p> <p>(9) <u>前各号の掲げるもののほか、スポーツに関すること。</u></p> <p>少年相談センター 略</p> <p>学校教育課</p>

改正後	改正前
<p>指導係 (1)～(11) 略 <u>(12) いじめ防止に関すること。</u> <u>(13)～(15) 略</u> 学務係 略</p> <p>(課内室の室長)</p> <p>第7条 教育総務室に室長を置き、金木公民館に館長を置き、少年相談センター、金木B&G海洋センター及び市浦B&G海洋センターに所長を置く。</p> <p>2 略</p> <p><u>(専門監)</u></p> <p><u>第8条 課及び課内室に必要な応じ専門監を置く。</u></p> <p><u>2 専門監は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に参画する。</u></p>	<p>指導係 (1)～(11) 略</p> <p><u>(12)～(14) 略</u> 学務係 略</p> <p>(課内室の室長)</p> <p>第7条 <u>教育総務室、スポーツ振興室及び子どもいじめ相談室に室長を置き、金木公民館に館長を置き、少年相談センター、金木B&G海洋センター及び市浦B&G海洋センターに所長を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>第8条 削除</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

五所川原市教育委員会処務規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第1号）の一部を改正する訓令を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

組織機構の見直しにより、令和6年度において子どもいじめ相談室が廃止され、及びスポーツ振興室がスポーツ振興課となること並びに文書例式について改正が必要となっている箇所があるため、所要の改正を行うものである。

2 改正概要

(1) 告示文書例式の字句改正

教育委員会告示の規程例式にある示された「規定」を「規程」に改正する。

(2) 令達文書例式の改正

達文書の例式中「五教委達（記号）第 号」を「五教記号達第 号」に、指令文書の例式中「五教委指令（記号）第 号」を「五教記号指令第 号」に改める。

(3) 子どもいじめ相談室及びスポーツ振興室の達記号、指令記号及び収発記号を廃止し、スポーツ振興課の達記号、指令記号及び収発記号を次のとおり定める。

ア	達記号	五教ス達
イ	指令記号	五教ス指令
ウ	収発記号	五教ス発（収）

3 改正案及び新旧対照表 別紙のとおり。

4 施行期日 令和6年4月1日

五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令
 五所川原市教育委員会処務規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会の法規、公示及び令達文書例式 ○ 教育委員会規則 略 ○ 教育委員会告示 ア 規程形式でない場合 略 イ 規程形式の場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>五所川原市教育委員会告示第 号</p> <p><input type="checkbox"/>何々規程（何々規程の一部を改正する<u>規程</u>）を次のように定める。</p> <p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>何年何月何日</p> <p style="text-align: right;">五所川原市教育委員会教育長 氏名記名押印<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>何々規程（何々規程の一部を改正する<u>規程</u>）</p> <p><u>本則</u></p> <p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>附 則</p> <p><input type="checkbox"/>この規程は、何年何月何日（告示の日）から施行する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公告 略 ○ 教育委員会訓令 略 ○ 達 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;"><u>五教記号達第 号</u></p> <p style="text-align: right;">何年 何月 何日</p> <p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>住所</p> <p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>氏名（法人名）</p> <p style="text-align: right;">五所川原市教育委員会教育長 氏名記名押印<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">（達を發すべき行政処分の件名）</p> </div>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会の法規、公示及び令達文書例式 ○ 教育委員会規則 略 ○ 教育委員会告示 ア 規程形式でない場合 略 イ 規程形式の場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>五所川原市教育委員会告示第 号</p> <p><input type="checkbox"/>何々規程（何々規程の一部を改正する<u>規定</u>）を次のように定める。</p> <p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>何年何月何日</p> <p style="text-align: right;">五所川原市教育委員会教育長 氏名記名押印<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>何々規程（何々規程の一部を改正する<u>規定</u>）</p> <p><u>本則</u></p> <p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>附 則</p> <p><input type="checkbox"/>この規程は、何年何月何日（告示の日）から施行する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公告 略 ○ 教育委員会訓令 略 ○ 達 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;"><u>五教委達（記号）第 号</u></p> <p style="text-align: right;">何年 何月 何日</p> <p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>住所</p> <p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>氏名（法人名）</p> <p style="text-align: right;">五所川原市教育委員会教育長 氏名記名押印<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">（達を發すべき行政処分の件名）</p> </div>

改正後	改正前
<input type="checkbox"/> 何々により何々を命じる <input type="checkbox"/> 教示（不服申立てができる処分の場合） <div style="text-align: right;">担当：課等名</div>	<input type="checkbox"/> 何々により何々を命じる <input type="checkbox"/> 教示（不服申立てができる処分の場合） <div style="text-align: right;">担当：課等名</div>
<p>○ 指令</p> <div style="text-align: right;">五教記号指令第 号 何年 何月 何日</div> <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名（法人名） <div style="text-align: right;">五所川原市教育委員会教育長 氏名記名押印□□ (指令を発すべき行政処分の件名)</div> <input type="checkbox"/> 何年何月何日付けで申請のあった何々について、何々の規定により許可（認可その他処分名）する。（しない。） <input type="checkbox"/> 理由 何々（求められた許認可等を拒否する場合） <input type="checkbox"/> 教示（不服申立てができる処分の場合） <div style="text-align: right;">担当：課等名</div>	<p>○ 指令</p> <div style="text-align: right;">五教委指令（記号）第 号 何年 何月 何日</div> <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名（法人名） <div style="text-align: right;">五所川原市教育委員会教育長 氏名記名押印□□ (指令を発すべき行政処分の件名)</div> <input type="checkbox"/> 何年何月何日付けで申請のあった何々について、何々の規定により許可（認可その他処分名）する。（しない。） <input type="checkbox"/> 理由 何々（求められた許認可等を拒否する場合） <input type="checkbox"/> 教示（不服申立てができる処分の場合） <div style="text-align: right;">担当：課等名</div>
<p>別表第2（第2条関係） 教育委員会 ○達記号 略 社会教育課 略 <u>スポーツ振興課</u> <u>五教ス達</u> 略 市浦教育総務室 略 金木公民館 略</p>	<p>別表第2（第2条関係） 教育委員会 ○達記号 略 社会教育課 略 略 市浦教育総務室 略 <u>子どもいじめ相談室</u> <u>五教い達</u> <u>スポーツ振興室</u> <u>五教ス達</u> 金木公民館 略</p>

改正後	改正前
<p>○指令記号 略 社会教育課 略 <u>スポーツ振興課 五教ス指令</u> 略 市浦教育総務室 略</p> <p>金木公民館 略 ○収発記号 略 社会教育課 略 <u>スポーツ振興課 五教ス発（収）</u> 略 市浦教育総務室 略</p> <p>金木公民館 略</p>	<p>○指令記号 略 社会教育課 略</p> <p>略 市浦教育総務室 略 <u>子どもいじめ相談室 五教い指令</u> <u>スポーツ振興室 五教ス指令</u> 金木公民館 略 ○収発記号 略 社会教育課 略</p> <p>略 市浦教育総務室 略 <u>子どもいじめ相談室 五教い発（収）</u> <u>スポーツ振興室 五教ス発（収）</u> 金木公民館 略</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について

五所川原市教育委員会事務専決代決規程(平成17年五所川原市教育委員会訓令第2号)の一部を改正する訓令を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

組織機構の見直しにより、令和6年度においてスポーツ振興室がスポーツ振興課となることから、特定専決事項について所要の改正を行うものである。

2 改正概要

スポーツ振興室の特定専決事項を同内容のまま新たに設置されるスポーツ振興課の特定専決事項とし、及び課内室長の専決事項を課長専決事項とする。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり。

4 施行期日

令和6年4月1日

五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令
 五所川原市教育委員会事務専決代決規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第3条関係） 特定専決事項					別表第2（第3条関係） 特定専決事項				
課名等	項目	専決区分			課名等	項目	専決区分		
		部長	課長	課内室長			部長	課長	課内室長
略					略				
スポーツ 振興課	社会体育施設関係機関連絡調整	重要なもの	社会体育施設関係機関連絡調整		スポーツ 振興室	社会体育施設関係機関連絡調整	重要なもの		社会体育施設関係機関連絡調整
	学校体育施設開放事業に係る開放の決定		学校体育施設開放事業に係る開放の決定			学校体育施設開放事業に係る開放の決定			学校体育施設開放事業に係る開放の決定
略					略				

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

五所川原市教育委員会職員の人事について

五所川原市教育委員会職員のうち五所川原市職員の管理職手当に関する規則（平成17年五所川原市規則第28号）の規定により管理職手当の支給を受ける者の人事について、下記のとおり発令する。

記

No	発令事項	職	氏名	発令年月日
1	五所川原市教育委員会職員 の併任を解く	五所川原市職員	長尾 実	令和6年3月31日
2	教育総務課長補佐事務取 扱を解く 社会教育課スポーツ振興 室長の兼務を免ずる 金木B&G海洋センター 所長の兼務を免ずる 市浦B&G海洋センター 所長の兼務を免ずる	五所川原市 教育委員会職員	村元 宏禎	令和6年3月31日
3	退職を承認する	五所川原市 教育委員会職員	五十嵐 圭一	令和6年3月31日
4	退職を承認する	五所川原市 教育委員会職員	佐々木 謙一	令和6年3月31日
5	五所川原市教育委員会職 員に併任させる 教育総務課金木教育総務 室長に補する	五所川原市職員	加賀谷 尚	令和6年4月1日
6	五所川原市教育委員会職 員に任命する 学校教育課長に補する		蒔苗 勝久	令和6年4月1日
7	五所川原市教育委員会職 員に任命する 主任指導主事に補する 学校教育課勤務を命ずる 指導係長事務取扱を命ず る		加藤 誠	令和6年4月1日

No	発令事項	職	氏 名	発令年月日
8	スポーツ振興課長に昇任 させる 金木B&G海洋センター 所長事務取扱を命ずる 市浦B&G海洋センター 所長事務取扱を命ずる	五所川原市 教育委員会職員	村 元 宏 禎	令和6年4月1日